

自然環境整備交付金取扱要領

平成 25 年 4 月 1 日	制 定
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
平成 29 年 6 月 1 日	一部改正
平成 30 年 11 月 9 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 2 月 1 日	一部改正
令和 3 年 3 月 31 日	最終改正

自然環境整備交付金交付要綱に基づく交付金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。

1 交付対象事業

別紙 1 及び別紙 2 に定める事業をいう。

2 事業費費目の内容及び算定方法

交付金の事業費の区分及び各費目の内容は別表を適用する。ただし、当該区分に係る実支出額が別表の算定基準による算定額より少ないときはその実支出額とする。なお、次の各号に掲げる工事の工事費については、別表の事業費の区分、算定基準及び内容によらないことができるものとする。

- (1) 鋼材、大断面集成材等を用いた大型工作物の新設等、部材の工場製作を主体とする工事
- (2) 自然エネルギー発電設備、電気通信線路埋設等、電気設備の新設、改設等を主体とする工事
- (3) 給水設備、汚水浄化処理設備等、機械設備の新設、改設等を主体とする工事
- (4) 休憩所、公衆トイレ、炊事棟等の建物の新設、増改築、大規模修繕等の建築を主体とする工事
- (5) 駐車場、車道等広面積の舗装等を主体とする工事、展示工事等前各号以外の工事であって、別表に定める算定基準によることが、著しく不適當又は困難であると認められるもの

3 事務処理

都道府県等は、交付対象事業の経理に当たっては、当該交付対象事業以外の事業を厳に区分して行うものとし、次に掲げる関係書類及び帳簿等を区分し、事業完了後 5 年間整理保存するものとする。

- (1) 交付対象事業の施行に当たって請負契約等を締結したときは、次に掲げる関係書類。
- 一 予定価格見積調書又はこれに代わるべき書類及び内訳書
 - 二 競争公告又は指名通知等の関係書類
 - 三 入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類
 - 四 契約書又はこれに代わるべき書類(工事請負契約書には、当該工事の様書及び見積明細書を添付しておくものとする。)
- (2) 事業費の経費に当たって、事業費の支出関係書類(支出命令書、支出伝票、請求書及び領収書)、環境省通知のほか、次に掲げる各帳簿等。
- 一 事業費歳入簿、歳出予算差引簿
 - 二 資材受払簿
 - 三 工事日誌(請負工事であるときは、工事監督日誌とする。)
- (3) 交付対象工事のうち、都道府県等が直接支出する材料費、労務費、労務者保険料、測量設計費、補償費、機械器具費、営繕費、事務費については、各経費の費目別に支出して証拠書類及び関係帳簿を整理、保管しておくものとする。
- (4) 前項及びその他の事務処理に当たり、疑義又は重大な事故等が生じたときは、速やかに環境大臣に質疑し、又は報告する等事業の適正な運営を期するため、必要な措置をとるものとする。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日環自総発第 1303296 号)
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 2 月 18 日環自総発第 1502184 号)
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 6 月 1 日環自整発第 17060113 号)
この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 9 日環自整発第 1811094 号)
(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 11 月 9 日から適用する。

(交付対象事業に係る時限)

2 平成 30 年度補正予算(第 1 号)で実施する事業については、本文 1 交付対象事業に「(3)平成 30 年 7 月豪雨により災害を受けた公共施設の整備」を追加し、「(1)及び(2)に掲げるいずれか又は両方」を「(1)、(2)及び(3)」

に掲げるいずれか」と読み替える。

附 則(令和2年4月1日環自整発第20040112号)
この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年2月1日環自整発第2102017号)
(施行期日)

1 この要領は、令和3年2月1日から適用する。

(交付対象事業に係る時限)

2 令和2年度補正予算(第3号)で実施する事業については、本文1交付対象事業に「(3) 令和2年7月豪雨等により災害を受けた公共施設の整備」を追加し、「(1)及び(2)に掲げるいずれか又は両方」を「(1)、(2)及び(3)に掲げるいずれか」と読み替える。

附 則(令和3年3月31日環自整発第2103314号)
この要領は、令和3年4月1日から適用する。

交付対象事業となる国立公園整備事業

1 都道府県が行う次の事業

国立公園において行われる次に掲げる施設の整備事業（国立公園事業として実施するものに限る。）。ただし、次の（1）及び（2）に掲げるいずれか又は両方の対策を講じることを目的とした施設の整備でなければならない。なお、既存施設の長寿命化を主目的とする整備を除く。

（1）公園利用者の安全確保を図るための利用施設の老朽化対策に資するもの

（2）訪日外国人の快適な公園利用に資するもの

また、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）による道路に係る事業又は他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、交付対象としない。

ア 道路（車道）

自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。

イ 道路（自転車道）

公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。

ウ 道路（歩道）

公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。

エ 橋

河川、湖沼等の水面、低地又は交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。

オ 広場

乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりを持つものをいう。

カ 園地

公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりを持つものをいう。

キ 避難小屋

公園利用者が山岳等において、一時、難を避けるために設けられる施設をいう。

ク 休憩所

公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設（主に休憩舎等の建

建築物をもつもの)をいう。

ケ 野営場

公園利用者の野営の用に供される施設(テントサイト及びこれに併設される簡易宿泊施設等)をいう。

コ 駐車場

公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。

サ 棧橋

公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設(棧橋、浮棧橋、岸壁、物揚場等)をいう。

シ 給水施設

公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設(取水井、貯水池、給水管等)をいう。

ス 排水施設

集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。

セ 公衆便所

公園利用者の用に供される便所をいう。

ソ 博物展示施設

主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設(ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等)をいう。

タ 植生復元施設

植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。

チ 砂防施設

公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。

ツ 防火施設

森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設(望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等)をいう。

テ 自然再生施設

損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう(自然再生の対象地を含む。)。

ト 上記アからテの施設に係る付帯施設

2 市町村が行う前項各号の事業に対し都道府県が補助する事業

交付対象事業となる国定公園等整備事業

1 都道府県が行う次の事業

(1) 国定公園において行われる次に掲げる施設の整備事業(国定公園事業として実施するものに限る。)。ただし、道路法(昭和27年6月10日法律第180号)による道路に係る事業又は他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、交付対象としない。

ア 道路(車道)

自然公園を利用する不特定多数の者(以下「公園利用者」という。)の自動車利用の用に供される道路をいう。

イ 道路(自転車道)

公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。

ウ 道路(歩道)

公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。

エ 橋

河川、湖沼等の水面、低地又は交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。

オ 広場

乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。

カ 園地

公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設(園路、芝生地等)であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。

キ 避難小屋

公園利用者が山岳等において、一時、難を避けるために設けられる施設をいう。

ク 休憩所

公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設(主に休憩舎等の建築物をもつもの)をいう。

ケ 野営場

公園利用者の野営の用に供される施設(テントサイト及びこれに併設される簡易宿泊施設等)をいう。

コ 駐車場

公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。

サ 棧橋

公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設（棧橋、浮棧橋、岸壁、物揚場等）をいう。

シ 給水施設

公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、給水管等）をいう。

ス 排水施設

集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。

セ 公衆便所

公園利用者の用に供される便所をいう。

ソ 博物展示施設

主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等）をいう。

タ 植生復元施設

植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。

チ 動物繁殖施設

公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の動物の繁殖を図るために設けられる施設（ふ化場、養魚池、給餌施設等）をいう。

ツ 砂防施設

公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。

テ 防火施設

森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。

ト 自然再生施設

損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう（自然再生の対象地を含む。 ）。

ナ 上記アからトの施設に係る付帯施設

(2) 国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業。

(3) 国指定鳥獣保護区(国立公園及び国定公園区域と重複する国指定鳥獣保護区を除く。) において行われる自然再生施設の整備事業。ただし、平成 18 年度以前からの継続事業に限る。

(4) 環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画(平成 15 年 3 月 31 日以前に環境大臣が定めたものを含む。) に基づく、国立公園及び国定公園の区域外における整備事業。ただし、道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号) による道路に係る事業又は他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定がある場合については、交付対象としない。

2 市町村が行う前項各号の事業に対し都道府県が補助する事業

別 表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内 容																															
工事費					「工事費」とは工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、営繕費並びにこれらに対応する消費税等相当額の合計額をいう。																															
	本工事費			自然公園工事（造園・土木工事）については「自然公園等工事積算基準（自然公園編）（平成16年3月17日付環自整発第04317001号）」を、建築工事及び電気設備工事、機械設備工事については「官庁営繕関係統一基準（国土交通省）」を適用する。ただし、同基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、実情に即して別途基準により算出することを妨げないものとする。	「本工事費」とは事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工を含む。）及び本工事に伴う附帯工事（附帯工事に必要な準備工を含む。）の施工に必要な経費をいう。																															
	測量設計費			直接必要とする額。なお、基本計画の策定に要する経費は交付対象外とする。	「測量設計費」とは交付金事業者が工事を施工するために必要な調査、測量設計及び試験に要する経費をいう。交付金事業者が直接、調査、測量及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費及び労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、設計及び試験を施行する場合には請負費又は委託料の費用をいう。																															
	用地費及補償費			直接必要とする額。	「用地費及補償費」とは交付対象事業に必要な最小限度の用地の取得に要する費用及び工事の施工によって生じた土地、家屋若しくは立木その他の財産権の侵害による損失又は物件の移転に伴う損失等に要する補償のための費用（補償金にかえ、直接施工する補償工事に要する費用を含む。）																															
	機械器具費			直接必要とする額。	「機械器具費」とは、交付金事業者が直営により工事を施工する場合において工事施工に直接必要な土工用、建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。ただし、当該機械器具が工事期間を超えて使用できるものは損料とし、購入費には算入しないものとする。																															
	営繕費			直接必要とする額。	「営繕費」とは、交付金事業者が工事施工に当たって、工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の損料、移転料及び修繕料をいい、大規模工事又は工事現場が遠隔地等の理由で交付金事業者が工事施工を監督するために、これらの施設を特に必要とする場合に限るものとする。																															
	消費税相当額			本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、及び営繕費にかかる消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。																																
事務費	旅費 庁費			交付対象事業費を次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額（区分ごとに千円未満切捨て）の合計額の範囲内とする。	「事務費」とは、交付金事業者が事業実施に伴う事務処理に直接必要とする旅費、庁費及び工事現場事務所又は出先機関において、必要とする旅費、庁費、並びにこれらにかかる消費税相当額の合計額をいい、庁費とは報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及賃借料、備品購入費等をいう。（ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号）に規定されている会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）																															
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,000万円以下の金額に対して</td> <td>7.00%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.50%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.50%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超え3億円以下の金額に対して</td> <td>4.50%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3億円を超え5億円以下の金額に対して</td> <td>3.50%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5億円を超え10億円以下の金額に対して</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10億円を超え20億円以下の金額に対して</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>20億円を超え30億円以下の金額に対して</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30億円を超える金額に対して</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	3,000万円以下の金額に対して	7.00%	2	3,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して	6.50%	3	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.50%	4	1億円を超え3億円以下の金額に対して	4.50%	5	3億円を超え5億円以下の金額に対して	3.50%	6	5億円を超え10億円以下の金額に対して	2.50%	7	10億円を超え20億円以下の金額に対して	2.00%	8	20億円を超え30億円以下の金額に対して	1.00%	9	30億円を超える金額に対して	0.50%
						号	区 分	率																												
						1	3,000万円以下の金額に対して	7.00%																												
						2	3,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して	6.50%																												
						3	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.50%																												
						4	1億円を超え3億円以下の金額に対して	4.50%																												
						5	3億円を超え5億円以下の金額に対して	3.50%																												
						6	5億円を超え10億円以下の金額に対して	2.50%																												
						7	10億円を超え20億円以下の金額に対して	2.00%																												
8	20億円を超え30億円以下の金額に対して	1.00%																																		
9	30億円を超える金額に対して	0.50%																																		